

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年6月25日)

【 件 名 】

■令和8年度第1回子育て王国とっとり会議の開催結果について

(子育て王国課)・・・2

■「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第五次改訂に伴う
パブリックコメントの実施結果について

(家庭支援課)・・・3

子ども家庭部

令和8年度第1回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和8年6月25日
子 育 て 王 国 課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、令和8年度第1回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和8年6月24日（水）午前10時30分から正午まで
- (2) 場 所 県庁 第20会議室（オンライン併催）
- (3) 出席者 鈴木慎一朗会長（鳥取大学教授）のほか、若者、子育て中の方、子育て支援者など委員14名

2 議事概要

(1) シン・子育て王国とっとり計画の改訂について

「シン・子育て王国とっとり計画」について、若者・子育て中の方々や令和8年度第1回鳥取県青少年問題協議会委員の意見、県の取組の進捗状況をふまえて、新たな事業を盛り込んだ改訂案について意見を伺った。

(2) 令和7年出生数と合計特殊出生率（概数）について

「令和7年出生数及び合計特殊出生率（概数）」の結果（6月3日公表）を受けて、今後の少子化対策の方向性や子育て支援施策に対するニーズ等について意見を伺った。

(3) その他事項

地域限定保育士試験の実施、鳥取県・慶尚北道「少子化克服に向けた国際共同フォーラム」の開催（10月22日米子市）※について情報提供した。

※ 令和7年8月28日に韓国慶尚北道で開催され、中原副知事ほか訪問団が出席。令和8年度は鳥取県で開催する。

3 主な意見

- ・以前からプレコンセプションケアに関心があり、オンライン相談室などの取組が進んでいるのはうれしい。大学の図書館にプレコンセプションケアセミナーのポスターが貼ってあったが、デザインもよかったので、ポスター掲示の依頼の際に目を惹く場所に掲示してもらえたらもっと参加者も増えると思う。
- ・子育てに関する情報を発信する際、SNSで「子育て 悩み 鳥取」などの文言で検索をするとアニメーション動画で相談窓口を案内するような広報だと伝わりやすいのではないかと。
- ・高校への出前授業で、高校生にとっては大学進学から4年後に受けられる未来人材育成奨学金の話をしている。大学4年生になったら必ず確認するよう伝えているが、県外に出てからだと情報が伝わりづらい。若い世代へUターンにつながる施策を確実に届けることが人口減少や出生数の歯止めにも有効だと思う。
- ・企業の人事担当者は県内外の就活生を獲得するのに苦労している。企業にも未来人材育成奨学金のような学生の県内定着促進に関する施策を情報提供すると、学生への発信や県内就職働きかけの強化にもつながる。
- ・気軽に出会えるイベントもよいが、成婚につながることも大事。都市圏の方が地方のイベントや移住バスツアーで地元の方と出会って成婚する移住婚の事例もある。移住と出会いの機会を併せて提供すると成婚率が高まるのではないかと。

4 今後の予定

今回いただいた意見は、人口戦略県民会議に共有するとともに、施策への反映を検討する。

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第五次改訂に伴う
パブリックコメントの実施結果について

令和8年6月25日
家庭支援課

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画第五次改訂版」(案)について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

なお、本計画は計画改訂検討会での議論を経て、7月中の策定・公表を予定しています。

1 実施結果

- (1) 募集期間 令和8年6月6日(土)から6月19日(金)まで
- (2) 周知方法 ホームページへの掲載、新聞広告の掲載、県・市町村窓口等におけるチラシの配架
- (3) 意見受付件数 11件(5名)

2 主な意見及びその対応方針

	意見内容	対応方針
①	DV・虐待事案では、子どもと被害者の安全確保が最優先であることを明確にしてほしい。	【計画案に反映する】 計画策定の基本理念に「DV被害者や同伴児童の安全確保を最優先とし、プライバシーに十分配慮しながら、個別のニーズに応じた相談支援を行うこと」を明記する。
②	制度の運用において安全性の確保に十分配慮し、共同親権や親子交流が加害者による支配の手段として利用されるおそれがあることを踏まえ、「共同親権ありき」と受け取られないことを明確にしてほしい。	【計画案に反映する】 ・親権について、単独親権と共同親権は選択できること、虐待やDV被害があると認められる場合、家庭裁判所は単独親権の定めをすることとされている旨を記載し、「共同親権ありき」と受け止められないことがないように記載内容を一部修正する。
③	法制度が複雑で、一度の相談だけでは対応できないことが多い。法テラスやDV支援機関等と連携し、継続的な法的支援につなげる体制整備をしてほしい。	【盛り込み済】 法的対応が必要な相談は、配偶者暴力相談支援センターや法テラスの法律相談を活用できる仕組みがある。複雑な課題がある相談の場合、法律相談と併せて、関係機関との連携を通じた継続的な支援を実施する。
④	「紛失防止タグ」を悪用した追跡行為への対応について、支援者が実践的な知識や対応方法を習得できる研修実施が必要。	【盛り込み済】 DV被害者に対して適切な対応方法等を教示できるよう支援者研修を開催する。
⑤	「子どもの意見を聞く」「子どもの意向を尊重する」取り組みは重要。特にDV被害家庭では子どもは親への遠慮や不安から本音を言えない場合もある。子どもが安心して自由に意見を述べられる環境を確保すること、意向確認は状況変化に応じて継続的に行うこと、また、子どもの意見が尊重される仕組み、心理的影響を踏まえた専門的な心のケアの充実も図っていただきたい。	【盛り込み済】 ・今後の生活に関すること等を決定するプロセスに子どもも参加し、自分の気持ちや意見が言えるよう、県版アドボガシー制度の意見表明支援員(アドボキット)も活用し、子どもの意向を丁寧に確認しながら、安心して次の生活に移行できるようサポートする。 ・DVを身近で見てきた子どもは、心身に影響を受けている場合もあるため、個別面接や心理教育、カウンセリング等の心のケアの充実を図る。
⑥	SNS、ネット利用に関するリテラシー教育の充実は重要。被害防止だけでなく、加害行為となることについて学ぶ加害防止教育も取り入れてほしい。	【施策の中で対応】 デートDV予防学習会は、デートDVを知ることだけでなく、お互いを大切にしたい対等な関係づくりや被害者にも加害者にもならないための知識やスキルを学ぶことができる学習内容としている。
⑦	相談窓口との連携は、児童が安心して相談できる環境づくり「相談しやすさ」や、保護者への周知を進めるとともに、被害発生後の支援体制(心理的ケアを含めた)の充実を求める。	【施策の中で対応】 ・各種相談窓口やデートDV予防学習会については、児童向けのほか、保護者向けのチラシも作成し、周知を進めており、児童及び保護者から相談があった際は、心理教育の実施や必要な関係機関と連携する等、個別の相談ニーズに合わせた支援を実施する。

⑧	電話だけではなく、SNS (LINE など) を活用した相談窓口の拡充や、子育て世代が日常的に利用する場所 (保育所、小学校、健診時など) でのさりげない啓発・情報提供の強化を望む。また、相談したことで即座に生活が破綻するのではないかと不安を和らげるよう、「まずは話を聞いてもらうだけでも大丈夫」といった心理的ハードルを下げる工夫があればと思う。	【施策の中で対応】 ・子育て世代が日常的に利用する場所においても啓発・情報発信を行うなど効果的な啓発となるよう努める。 ・SNS を活用した相談窓口の設置は、実施体制等に検討を要するため今後の課題とする。
⑨	対応される職員にはかなりの精神的負荷がかかる業務だと思う。職員の方への配慮も併せて必要。	【施策の中で対応】 相談対応にあたっては、特定の職員に負荷がかかり過ぎることのないよう組織的対応を行うことを基本とし、併せて、メンタルヘルス研修等も開催し、職員が安心して相談業務にあたることのできる環境づくりを行っている。
⑩	手厚い被害者支援とあわせて、暴力の根本解決や再発防止に向けた「加害者更生プログラムや相談支援」の視点も計画に加わると、より実効性の高い包括的な計画になると思う。	【盛り込み済】 「DV加害者電話相談」を実施し、加害者の話を聞き、自らの行為を見つめ直すきっかけづくりを支援している。
⑪	DV被害者支援でも、子どもを独立した権利主体として位置付け、第三者によるアドボカシーの視点を取り入れた支援体制の充実を図ることが必要。	【盛り込み済】 県版アドボカシー制度の枠組みを活用して、意見表明支援員 (アドボキット) の派遣により、子どもの意見表明をサポートする取組を推進する。

3 今後の予定

令和8年6月～ 鳥取県DV被害者支援計画改訂検討会による検討
 令和8年7月下旬 計画策定・公表

【参考】計画の概要

(1) 根拠

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第2の3の規定に基づく計画

(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで

(3) 計画の構成

「安心して相談できる体制づくり」「関係機関連携の強化」「安心・安全な保護体制及び自立支援の充実」「暴力を許さない社会づくり」の4つの基本目標に沿って、取組の方向性と具体的取組内容を記載している。